

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年8月1日	
契 約 件 名	タンパク質結晶加工機レーザーヘッドメンテナンス 一式	
契 約 金 額	9,460,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都港区港南2-15-3 (株)ニコン	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 Tel 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、フotonファクトリーの構造生物ビームラインAR-NW12Aに併設されたレーザーブース内に設置されている深紫外レーザーを用いたタンパク質結晶加工機のレーザーヘッド部分のメンテナンスに関するものである。	
随意契約の理由	<p>本件メンテナンスの対象となるタンパク質結晶加工機レーザーヘッドは、株式会社ニコンによって設計・製作されたものであり、同社はレーザーヘッドの設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している唯一の者である。さらに、本装置の構成部品であり、タンパク質結晶に高精度でレーザーを照射するために使用しているガルバノ光学系も同社が設計・製作したものである。本装置のような高精度かつ任意な形状への加工が可能な装置は、現在世界においてこの装置以外存在しない。</p> <p>従って、本装置の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件のメンテナンスを行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は株式会社ニコンにおいて他にはなく、また、株式会社ニコンが本メンテナンスを行うことにより、本結晶加工機の性能と保証を確保することができる。</p>	